

沖縄美ら海水族館収益施設販促支援等業務

公募型プロポーザル募集要項

1 公募目的

沖縄美ら海水族館は、国内外から多くの利用者が訪れる沖縄県を代表する観光・文化施設であり、館内に設置された収益施設は、利用者サービスの向上及び施設全体の魅力向上に重要な役割を担っている。

本業務は、沖縄美ら海水族館収益施設における利用促進及び販売促進を図るため、施設コンセプト及びブランドイメージを踏まえた販促物、掲示物、サイン、メニュー、POP、パネル等の企画、デザイン制作、出力及び施工を行うものである。本業務の実施にあたっては、単なる制作能力のみならず、収益施設運営への理解、企画力、デザイン力、表現力及び実行力が必要となる。よって、本公募は、利用者動線、視認性及び訴求効果を踏まえた効果的な情報発信手法の提案等、当該業務を着実かつ効果的に遂行できる者を選定することを目的とする。

2 業務履行におけるテーマ

「来館者に伝わり、利用促進につながる収益施設販促支援デザイン」とする。

上記にあたっては、次の事項を踏まえること。

- (1) 来館者にとって分かりやすく、魅力的で、利用促進及び購買促進につながるものであること。
- (2) 施設コンセプト及びブランドイメージと整合性があること。
※詳細は（別紙 1）「施設コンセプト・ブランドイメージ」の通り。
- (3) 利用者動線、視認性、訴求力及び空間活用の観点を取り入れること。
- (4) 物販施設及び料飲施設それぞれの特性を踏まえていること。
- (5) 継続的な展開及び運用が可能であること。

3 選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

4 業務概要

- (1) 業務名 沖縄美ら海水族館収益施設販促支援等業務
- (2) 当財団 一般財団法人沖縄美ら島財団
- (3) 契約期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 ヶ年度）
※実際の業務開始日は契約締結時に選定業者と調整する。

(4) 契約上限額 単年度上限額 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、令和 9 年度委託額については当該年度予算の成立を条件とする。なお、各年度の実際の委託額は、契約締結後の個別業務発注における見積内容を踏まえ決定されるものであり、契約上限額分の履行を保証するものではない。

5 対象施設

(1) 物販施設

ア ショップブルーマンタ

イ オキちゃんショップ

(2) 料飲施設

ア レストランイノー

イ カフェオーシャンブルー

ウ オキちゃんパーラー

業務対象範囲は、対象施設の店舗内及び店舗周辺エリアとし、沖縄美ら海水族館及び海洋博公園全体を対象としたサイン計画、誘導計画等は含まないものとする。

6 業務内容

(1) 受託者は、第 5 条に定める対象店舗及び周辺エリアを対象として、次の業務を行うものとする。ただし、業務実施にあたっては、第 2 条の内容を踏まえること。

ア 販促物等の企画及びデザイン制作

イ サイン、POP、メニュー、パネル等の企画及び制作

ウ 壁面、床面、窓面、卓上、吊り下げ等を活用した空間演出

エ 出力、加工、施工及び納品

オ 収益施設全体の魅力向上及び利用促進に資する自由提案

カ その他本業務の目的達成に必要な業務

(2) 本業務には、以下は含まないものとする。

ア 沖縄美ら海水族館及び海洋博公園全体を対象とした総合的なサイン計画及び誘導計画

イ 対象施設外における大型看板、野外広告等の新規設置に係る企画及び施工

ウ SNS・インターネット広告運用、WEB サイト制作

エ 対象施設の建築改修、設備改修その他施設整備工事

7 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等の事業拠点を有すること。
- (3) 過去5年以内に、商業施設、観光施設、文化施設、公共施設、飲食施設又は小売販売施設等において、販促物、サイン、POP、パネル、メニュー等の企画、デザイン制作、出力又は施工に関する類似業務実績を有すること。
- (4) 本業務を遂行するために必要な企画、デザイン、出力及び施工体制を有すること。
- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 本募集要項及び関連資料に定める事項を遵守できる者であること。

8 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 応募申込期間 | 令和8年6月22日（月）～7月24日（金）17時 |
| (2) 現地説明会・ロケハン参加申込 | 令和8年6月22日（月）～7月3日（金）17時 |
| (3) 現地説明会・ロケハン | 令和8年7月7日（火） ※予備日7月8日（水） |
| (4) 質問受付期限 | 令和8年6月22日（月）～7月15日（水）17時 |
| (5) 質問回答 | 受付から3営業日以内（メール・HPにて） |
| (6) 1次審査 | 令和8年7月下旬 |
| (7) 2次審査応募者決定通知 | 令和8年8月初旬 |
| (8) 2次審査プレゼンテーション | 令和8年8月14日（金） |
| (9) 優先交渉権者決定通知 | 令和8年8月17日（月） |
| (10) 契約締結 | 令和8年8月下旬 |
| (11) 業務開始 | 令和8年9月1日（火）～ |

※各日程については当財団の都合により変更する場合がある。

9 現地説明会・ロケハン

現地説明会・ロケハンでは、対象店舗及びその周辺エリアにおける現揭示物の設置状況、業務内容・提出課題の詳細等の説明を実施するとともに、提案内容に関する現地での情報収集の場を設けることとする。なお、現地説明会・ロケハンへの参加は応募の必須条件とすることから、応募を予定している者は必ず参加すること。

- (1) 開催日時 令和8年7月7日（火） 15時～17時（予定）※雨天決行

※なお、申込者が多数の場合、7月8日（水）に追加開催する。

※進行状況により終了時刻が前後する場合がある。

- (2) 提出様式 (様式2)「現場説明会・ロケハン申込書」
 - (3) 提出方法 電子メールによる ※直接提出は受け付けないものとする。
 - (4) 提出先 keiyaku@okichura.jp 総務課 法務係宛
 - (5) 申込期間 令和8年6月22日（月）～7月3日（金）17時迄
- ※ 申し込み時に、会社名、担当者名、緊急連絡先を記入すること。
- ※ 現地説明会参加は 1 社につき 2 名迄とする。

10 質問及び回答

公募に関する質問は、以下の通りとする。なお、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出様式 「質問書」
 - (2) 提出方法 電子メールによる ※直接提出は受け付けないものとする。
 - (3) 提出先 keiyaku@okichura.jp (総務課 法務係)
 - (4) 提出期間 令和8年6月22日（月）～7月15日（水）
 - (5) 回答 質問受付から3営業日以内に電子メール・当財団HPにて回答予定。
- ※申し込み時に、会社名、担当者名、緊急連絡先を記入すること。

11 応募手続き

応募に係る資料・様式等は、当財団ホームページからダウンロードすること。

一般財団法人沖縄美ら島財団ホームページ <https://churashima.okinawa/nyusatsu/>

- (1) 提出書類
 - ア (様式1) プロポーザル公募 応募申込書
 - イ (様式3) 会社概要
 - ウ (様式4) 類似業務実績調書
 - エ (様式5) 企画提案書
 - オ (様式6) 宣誓書
 - カ (様式7) 納税証明書、応募に必要な資格、免許証等の写し
 - キ 会社法人の履歴事項全部証明書(3ヵ月以内に発行されたもの)
 - ク 直近3か年の決算報告書(貸借対照表・損益計算書)
- (2) 提出期限
令和8年7月24日（金）17時迄 ※期限後に到着した応募書類は無効とする。
- (3) 提出方法
電子メールによる ※直接提出は受け付けないものとする。
提出先 keiyaku@okichura.jp (総務課 法務係宛)
※ 提出時のメール標題は【申込】企画プロポーザル(申込会社名)とすること。

例)：【申込】企画プロポーザル(株式会社●●)

(4) 提出部数 各1部 ※なお、提出資料はPDF形式で提出すること。

(5) その他留意事項

ア 応募書類の提出後、内容の差し替え及び変更は認めないものとする。

※ただし、当財団から補正又は追加資料の提出を求められた場合を除く。

イ 応募書類は、応募を取り下げる場合を除き返却しない。

ウ 応募書類・関連資料の作成・提出における一切の費用は応募者負担とする。

エ 当財団は本公募に関する応募者の提出書類について、本公募以外には使用しない。

1.2 選考方法

(1) 一次審査(書類審査)

審査は当財団が設置した審査委員会において、次の通り行う。

ア 審査委員会で応募者の提出書類に対する書類審査を行い、総合点数の高い方を上位として総合順位を決定し、二次審査(企画提案書説明審査)への通過者を選定する。なお、一次審査の通過者は上位3者までとする。

イ 応募資格の要件を満たしていない場合、または企画書等において虚偽の記載があった場合は、応募資格外として審査対象としないものとする。

ウ 応募者同士の接触により公平公正を妨げる行為があった場合は、選考から除外する場合がある。

エ 応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会で定める最低基準を満たす必要がある。また、基準を満たしていない場合は不調になることもある。

(2) 二次審査(企画提案書説明審査)

以下の日程にて、一次審査通過者のプレゼンテーション及び審査員による質疑応答をもとに審査を行う。応募者は各自提出した企画書について説明を行うこと。

ア 審査実施日 令和8年8月14日(金) 13:30～

※一次審査通過者には別途、日時・場所・発表順を通知する。

イ プレゼンテーション・質疑応答

各応募者の持ち時間は40分間(プレゼンテーション25分、質疑応答10分、審査5分)とし、各審査の間に5分間のインターバルを設ける。

① 13:30～14:10(A社)

② 14:15～14:55(B社)

③ 15:00～15:40(C社)

ウ 注意事項

① 二次審査の出席人数は各社3名を上限とする。

②審査当日に新しい資料は提出不可とする。提出済みの企画提案書（様式 5）に基づき説明を行うこと。

③二次審査への参加辞退が発生した場合等には、プレゼンテーションの開始時刻を繰り上げる場合がある。

1 3 企画提案課題

企画提案書には、次の内容を含めること。

※詳細は別紙「企画提案書（様式 5）記載必須項目」の通りとする。

(1) 基本方針

本業務に対する考え方及び収益施設の魅力向上、利用促進及び販売促進に対する基本方針を記載すること。

(2) 業務実施体制

責任者、デザイナー、出力担当者、施工担当者等の体制を記載すること。

(3) 業務運用フロー

依頼から納品（設置含む）までの業務フローを記載すること。

(4) 類似業務実績

過去の実績を記載すること。

(5) 指定課題①

オキちゃんパーラーを対象とした販促支援

(6) 指定課題②

ショップブルーマンタを対象とした販促支援

(7) 自由提案

現地視察・ロケハンを踏まえ、応募者が対象施設の店舗内及び店舗周辺エリアにおいて利用促進・販売促進の課題があると考ええる箇所を 1 箇所選定し、課題の整理、改善策及び期待される効果を含めた自由提案を行うこと。

1 4 審査方法

(1) 当財団が設置する評価委員会において審査を行う。

(2) 評価委員会は 5 名程度で構成する。

(3) 評価委員会は提出書類及びプレゼンテーション内容を総合的に審査する。

(4) 最も評価の高い者を優先交渉権者とし、次順位者を次点者として選定する。

(5) 優先交渉権者との契約協議が整わない場合は、次点者と協議を行うことができる。

(6) 応募者が 1 者のみであっても審査を実施する。

1 5 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりとする。(合計100点)

評価項目	評価基準	配点
1 業務理解度	本業務の目的及び対象施設を理解し、利用促進及び販売促進につながる考え方が示されているか。	10点
2 業務実施体制	責任体制及び業務遂行に必要な人員配置が適切であり、安定した業務遂行が期待できるか。	10点
3 業務実効性のフローの実効性	依頼から納品までの流れが明確であり、迅速かつ柔軟な対応が期待できるか。	5点
4 類似業務実績	類似施設における実績を有し、本業務を円滑に遂行する能力が認められるか。	10点
5 施設理解・ブランド理解	対象施設の特徴や利用者目線を踏まえ、魅力向上及び利用促進につながる視点が示されているか。	15点
6 指定課題①	課題の目的を理解し、利用促進及び販売促進に効果的で、実現性の高い提案となっているか。	15点
7 指定課題②	課題の目的を理解し、利用促進及び販売促進に効果的で、実現性の高い提案となっているか。	15点
8 自由提案	現地視察を踏まえた課題認識があり、改善策及び期待される効果が具体的に示されているか。	15点
9 価格	提案内容に対し、積算内容が妥当であり、費用対効果やコスト管理の工夫が認められるか。	5点

1 6 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年8月17日以降すべての応募者へ文書で通知及び選定者を当財団ホームページ上で公表する。

1 7 契約

(1) 当財団は優先交渉権者と契約内容について協議し契約を締結する。

※詳細は別紙 基本契約書（案）及び業務契約書（案）の通りとする。

- （２）企画提案書に記載された内容は、契約締結時の協議により変更する場合がある。
- （３）本業務は包括契約とし、契約上限額の範囲内で個別案件ごとに実施する。

1 8 著作権

- （１）本業務により制作された成果物に係る著作権（著作権法第 2 7 条から第 2 8 条までに規定する権利を含む。）は当財団に帰属する。
- （２）受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）当財団は成果物の複製、改変、編集、転載、再利用及び二次利用を可能とする。
- （４）受託者は編集可能なデータ（AI 等）を含め、納品すること。
- （５）写真、イラスト、フォントその他第三者の権利に関する処理は受託者の責任において行うこと。
- （６）受託者は、本業務において納品する成果物について、生成 AI により自動生成された画像・イラスト・デザイン・その他これらに類するコンテンツを使用してはならない。また、受託者は成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。
- （７）受託者は当財団の承諾なく成果物を実績紹介、広告、営業活動又は SNS 等を使用してはならない。

1 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （１）応募資格を満たさないことが判明した場合
- （２）提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （４）審査の公平性を害する行為があった場合
- （５）その他当財団が不適当と認めた場合

2 0 提出先及び問い合わせ先

〒905-0206 沖縄県本部町字石川 888 番地

一般財団法人 沖縄美ら島財団 総務課 法務係

TEL：0980-48-3645

E-mail：keiyaku@okichura.jp

※電話での対応時間については、土日及び祝祭日を除く平日 9 時から 17 時まで

以上